

平成29年度の統一テーマは「行動しよう 消費者の未来へ」 5月は消費者月間です

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22・9638 FAX 22・9641

インターネットやスマートフォン
の普及が進み、近年は多くの人が簡
単に情報入手したり情報のやり取
りができるようになりました。

日常生活に欠かせない買い物や、
普段は手に入らない商品などをイン
ターネットで簡単に検索できるなど
通信機器を利用した売買は便利な半
面、多くの危険が潜んでいます。

今回は、市内でも相談件数が多い
2つのトラブル
の事例を紹介し
ます。



事例① 商品が届かない！

ブランドのバッグをインターネ
ットで検索したら、定価より安い
金額で販売しているサイトを見つ
けた。在庫がわずかだったのです
ぐに購入手続きをした。

翌日メールが届き、記載された
振込口座に代金を振り込んだ。そ
の後、1週間程度で届くはずの商
品が1カ月経っても届かない。

メールで問い合わせをしても返
信はなく、サイトに連絡先がない
ので催促もできない。詐欺サイト
だったのか。

▼所在地・電話番号を確認しよう！

ネットで買い物をしたが、商品が
届かない、申し込みフォーム以外の
方法で連絡がとれないなどのトラブ
ルが多く見られます。こういった詐
欺的な被害にあわないために、購入
前に必ず事業者の所在地や電話番号
を確認し、それらの表示がないサイ
トでの買い物はやめましょう。

また、サイトを突然閉鎖してしま
う場合もあるので、連絡先がわかる
ものを残しておくことも大切です。

▼前払いの購入は慎重に！

商品が届く前に代金を支払ってし
まうと、トラブルがあった場合に被
害金を取り戻すことが困難になりま
す。信用できる事業者がよく考えて
から、支払い方法を決めましょう。

入金をせかしたり、「先着」「限定」
などの文言で判断を急がせる手口も
考えられることから、前払いによる
購入には十分に注意しましょう。

* ネットオークションやフリーマー
ケット情報サイトでの売買トラブ
ルも増えています。サイト運営会
社が当事者同士の仲介をしなかつ
たり、苦情の相談にのらないケー
スがほとんどですので、利用する
際は気をつけましょう。

事例② いつの間にか定期購入に！

新聞広告で「初回500円 送料
無料」と書かれた健康食品を見つ
けて電話で注文した。

数日後、代引きで自宅に品物が
届いたので、代金を支払い、受け
取った。

1カ月後に、同じ会社から商品
が届いたので開封してみると、7,
000円の振込用紙と健康食品が
入っていた。驚いて、電話で問い
合わせたところ、「期日までに継続
キャンセルの電話がなかったので、
定期購入になっている」と言われ
た。定期購入を申し込んだ覚えは
ない。

お試しで飲んでみたが、体に合わ
なかったので解約を申し出ると、定
期購入だとして拒否された。

▼契約内容や購入条件を確認しよう！

定期購入が条件になっていないか
など購入前に確認しましょう。広告
上で「お試し価格」「初回〇円」な
どと表示されていても、複数月の継
続購入などの定期購入が条件となっ
ている場合があります。

最近では、スマートフォンからの
注文も増えていますが、画面が小さ

いため表示がよく見えなかったとい
う事例もあるので注意しましょう。

▼解約の条件を確認しよう！

消費者が「定期購入にした覚えは
ない」などと事業者に解約を申し出
る際、初回価格のみを払ってやめた
いと思っている消費者は多いですが、
解約する場合、初回分の商品につい
て通常価格を請求されるケースがめ
だちます。

また、解約をしようとしたところ
事業者から定期購入期間内は解約で
きないと拒否されるケースもありま
すので、商品注文する前に「定期購
入期間内に解約か可能かどうか」「解
約申し出先や方法（電話やメール）」
などを確認しておきましょう。

◆困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩
みがある場合は、一人で抱え込ま
ず、市民生活課にご相談ください。
消費生活専門相談員や職員が相談
に応じます。

【相談窓口】 消費生活相談専用ダ
イヤル ☎ 22・9626

平日午前8時30分～午後5時15分
※専門相談員が相談に応じる時間は
平日午前9時～午後4時（原則）

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など